

## 事業の種別等の掲示について

貨物利用運送事業法第 27 条及び同法施行規則第 25 条の規定に基づき、下記の通り掲示する。

### 記

1. 事業の種別

第二種貨物利用運送事業

2. 利用運送に係る運送機関の種類

鉄道貨物運送

3. 運賃及び料金

消費者を対象としないため省略

4. 利用運送の区域又は区間

拠点駅：	仕向駅：
東京貨物ターミナル駅、北九州貨物ターミナル駅 福岡貨物ターミナル駅、隅田川駅、千葉貨物駅 名古屋貨物ターミナル駅、吹田貨物ターミナル駅 大阪貨物ターミナル駅、百済貨物ターミナル駅 越谷貨物ターミナル駅、安治川口駅	日本貨物鉄道（株）及び地方臨海鉄道の貨物取扱駅

5. 業務の範囲

一般事業、コンテナ輸送

6. 利用運送約款

標準鉄道利用運送約款（平成二年運輸省告示第 588 号）を適用する。詳細は別途掲示する。

7. 貨物集配の拠点

拠点駅：	仕向駅：
東京貨物ターミナル駅、北九州貨物ターミナル駅 福岡貨物ターミナル駅、隅田川駅、千葉貨物駅 名古屋貨物ターミナル駅、吹田貨物ターミナル駅 大阪貨物ターミナル駅、百済貨物ターミナル駅 越谷貨物ターミナル駅、安治川口駅	日本貨物鉄道（株）及び地方臨海鉄道の貨物取扱 駅